

第 70 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2022 年 10 月 9 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 9 月 17 日 阪大問題行動定期集会、開催 p.1~2
2. 「大阪大学の非常勤講師 10 年雇止めを阻止する支援会議」のよびかけ趣意書 p.2 ~3
3. 神戸市外国語大学と定期交渉 p.3~4

9 月 17 日 阪大問題行動提起集会、開催

9 月 17 日にエルおおさか研修室 2 で「阪大問題行動提起集会」が開催されました。集会には会場と Zoom 参加合わせて 40 数名が参加しました。最初に中村和雄弁護士から「専修大学高裁判決の阪大問題への影響」、21 年までの「準委任契約」の実態が労働契約ではなかったのか、準委任契約時の 10 年更新上限規定は労働契約となった時点で効力があるのか、2023 年雇止めは労基法 19 条 2 項からみて有効かなどの問題点が指摘されました。

次いで組合の新屋敷委員長から「阪大を迫りつめるために今、できること」という内容で組合としては共同団交・労働委員会の活用と、阪大非常勤講師としては無期雇用契約への転換申し込み運動と、有志による集団提訴を提起しました。

集会では、当事者である阪大の非常勤講師の 3 名が発言し、阪大の非常勤講師に対する冷たい仕打ちが告発されました。また、江尻書記長から「阪大非常勤講師大量雇止め阻止支援会議」結成の呼びかけがなされました。その後、集会に会場参加した大阪労連、阪

大教職員組合、羽衣国際大学の常勤講師の解雇撤回裁判の支援をおこなっている関西私大教連、鈴鹿大学の無期転換後の解雇撤回裁判の支援をしている東海圏大学非常勤講師組合、阪大の外国人の非常勤講師の無期転換の裁判をすでに起こしているゼネラル・ユニオンなどから連帯のあいさつがありました。また、Zoom 参加者からも首都圏大学非常勤講師組合、同じ有期雇用研究者の大量解雇問題でたたかっている理化学研究所労組からも連帯の発言がありました。

阪大の非常勤講師のみなさん!!

現段階での阪大での無期雇用転換申し込み運動は、具体的には、以下の書類を内容証明付き郵便で阪大に送付することで非常勤講師の意思表示をすることです。次頁の書式でそのまま送付できますので、阪大非常勤講師の方々のご活用をよろしくお願ひします。この書式は他大学でも使えます。なお、注意点として住所など 1 行で 26 字を超えますと無効になりますので 2 行に分けてください。

(文責：新屋敷・江尻)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201 (江尻) 月、水 (随時) 午後 メール：sodan@hijokin.org

無期労働契約転換申込書

〒565-0871 吹田市山田丘 1-1

国立大学法人 大阪大学 西尾章治郎 殿

申出日 _____ 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

住所 〒 _____ -

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算
契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条
第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働
契約）への転換を申し込みます。

「大阪大学の非常勤講師 10 年雇止めを 阻止する支援会議」のよびかけ趣意書

当組合が中心になって「大阪大学の非常勤
講師 10 年雇止めを阻止する支援会議」を結
成し、宣伝・署名活動等をおこなうことにな

りました。緊急行動提起集会での、「支
援会議」の呼びかけ文を紹介します。

(文責・江尻)

「大阪大学の非常勤講師 10 年雇止めを阻止する支援会議」(趣意書)

「準委任契約」を「労働契約」に転換したが

大阪大学は、長年にわたって非常勤講師に対して業務委託契約のひとつである「準委任契約」を結んできました。「準委任契約」は労働契約でないため労働契約法など労働法は適用されません。しかし、2013年4月に労働契約法の施行と同時に非常勤講師との「準委任契約」を最長5年までとしました。翌年、「労働契約法」18条の「特例」が施行されたため、最長5年を10年に変更しました。

2021年4月になって、文科省が各大学に非常勤講師を「準委任契約」で採用するのは学校教育法に違反するので改めるよう「事務連絡」を出しました。大阪大学は「準委任契約」でも学校教育法違反でない様々な工作をおこないましたが、昨年11月になって、ようやく次年度から非常勤講師を「原則、労働契約にする」との文書を出し、2022年4月から非常勤講師の契約を「準委任契約」から「労働契約」に転換しました。

5年、10年上限の契約更新は変更せず、大量の非常勤講師が来年3月にクビに
ところが、大学は「労働契約」にしたにもかかわらず、契約更新の5年、10年上限
は撤回していません。大学は非常勤講師の無期雇用への転換を絶対に認めない方針で
す。このため、2013年4月以前から勤務して10年を超えて勤務している非常勤講師
は2023年3月末で大量に雇い止めになります。労働契約法18条の趣旨は非正規労働
者の雇用の安定を目指すものです。大阪大学の5年、10年上限での雇止めは、この趣
旨に真っ向から反するものです。

「準委任契約」は「偽装請負」？

大阪大学は、今年からようやく「労働契約」にしましたが、非常勤講師の労働実態
は、「準委任契約」時とまったく変わっていません。これは、これまで形式的には「準
委任契約」であったが実態は「労働契約」であったことを意味しており、「偽装請負」
です。大学は、実態が「労働契約」であれば、5年での無期転換を認めるべきです。
大学は非常勤講師に契約法18条の「特例」である「大学教員任期法」や「科学技術イ
ノベーション法」を適用していないと明言しています。それならば、5年で無期雇用
に転換にすべきです。しかし、大学は、無期雇用契約への転換を申し入れた複数の非
常勤講師に対し「準委任契約」であったとの理由で無期雇用への転換を認めていま
せん。

2023年3月末の非常勤講師の大量雇止めを阻止する運動に支援を

大阪大学は学生教育への影響などを無視して2023年3月末に非常勤講師の10年雇
い止めに強行しようとしています。労働契約法18条は、非正規労働者の雇用の安定の
ために制定された法律です。大阪大学は、無期転換させないために最初から雇用の5
年、10年上限を勝手に決めて雇止めにするのはこの法の趣旨に反するもので許されま
せん。これが許されれば労働契約法18条は形骸化されます。大阪大学のように社会に
影響力が大きい大学で、これが許されれば大学だけでなく社会全体に広がります。10
年雇止めを阻止するためには当組合としても今後、団体交渉などで大学への追及を強
めますが、大阪大学が一番恐れているのは大学内外からの声です。「大阪大学の非常勤
講師10年雇止めを阻止する支援会議」を結成して団体署名、個人署名を進めていきま
す。ご賛同・支援よろしくをお願いします。

神戸市外国語大学と定期交渉

9月8日に神戸市外国語大学と定期交渉を
おこないました。その結果をお知らせします。
①賃上げについて。財政上の問題があり、検
討しないと回答。組合からCランクの賃金は
時給3000円台とあまりにも安いので改善を

要望しました。②遠隔授業手当について。大
学は、ハイブリット授業についての労働負担
は個人差があって、一律に増えているとは限
らないので支給しないと回答。③ハイブリッ
ト授業の強要について。前期は学生の希望制

であったが、後期は学生が大学に届出を出し大学の許可が出ないとオンライン受講に参加できないと回答。しかし、オンライン授業希望者が一人でもいれば、担当者にはハイブリット授業を実施してほしいと回答。④授業後の非常勤講師の労働時間管理について。検討しているが、具体的なことは現在、言えないと回答。⑤定年(採用上限年齢)について。大学は2018年3月1日の「就業規則」改定以前から65歳が採用上限年齢であった、「就業規則」改定で定年を引き下げたわけではない、組合の「労働条件アンケート」で70歳と回答したのは担当者の勘違いによるもの

であったと回答。組合側からは機関紙に「アンケート調査」を公表しており、勘違いで済まされない、「就業規則」改定以前に65歳が定年であった文書を出すよう要求しました。⑥授業開始前の打ち合わせ会議などへの手当の支給について。大学は授業開始前の打ち合わせ会議は参加が強制でないので支払わない、交通費は支払うことになっているが最近ではZoomでの会議になっているので支払っていないと回答。⑦ハラスメント規程の改正について。ハラスメント相談員と連絡が取れないことについて実態調査したいと回答しました。(文責・江尻)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

